



平成 29 年 1 月 4 日

各 位

会 社 名 AOI TYO Holdings 株式会社
代 表 者 代表取締役 吉田 博昭
代表取締役 中江 康人
(コード番号 3975 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 讓原 理
(TEL. 03-5475-7121)

指名・報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

取締役(監査等委員である取締役を除く)の指名と報酬等について公正で透明性の高い手続きを経ることにより、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ります。

2. 役割

指名・報酬委員会は次の事項に関する諮問を受けて、審議を行い、取締役会に答申します。

- (1) 株主総会に提出する取締役(監査等委員である取締役を除く)候補の選任及び取締役(監査等委員である取締役を除く)の解任に関する議案の内容
- (2) 代表取締役の選定・解職
- (3) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の方針・決定方法等
- (4) 取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等
- (5) 株式会社AOI Pro. 及び株式会社ティー・ワイ・オーが株主総会に提出する取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)候補の選任及び取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の解任に関する議案の内容
- (6) 株式会社AOI Pro. 及び株式会社ティー・ワイ・オーの代表取締役の選定・解職
- (7) 株式会社AOI Pro. 及び株式会社ティー・ワイ・オーの取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の報酬等の方針・決定方法等
- (8) 株式会社AOI Pro. 及び株式会社ティー・ワイ・オーの取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)の個人別の報酬等

3. 委員の構成等

委員は監査等委員である社外取締役 3 名、取締役(監査等委員である取締役を除く)4 名及び常勤監査等委員である取締役 1 名の合計 8 名の取締役で構成し、取締役会が選定します。

委員長は監査等委員である社外取締役の委員から取締役会が選定します。

4. 設置日

平成 29 年 1 月 4 日

5. その他

AOI TYO Holdings 株式会社の指名・報酬委員会の設置に伴い、子会社の株式会社 AOI Pro.の指名・報酬委員会は同日付で廃止します。

以 上